都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定等に関する手順書

（第３版）

令和７年 10 月版

厚生労働省医政局医事課

医師等医療従事者働き方改革推進室

目　次

はじめに **5**

（１）特例水準の指定申請の受付開始前の準備に関して都道府県が行うべきこと **6**

① 管内の医療機関の実態把握 6
② 指定業務の実施にあたり整理すべきこと 6
③ 指定申請の方法等に係る医療機関への周知 10
④ 評価センターにおける評価の早期受審の勧奨と必要な支援の実施について 10
⑤ 特例水準の指定を予定している医療機関における勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施 11
⑥ 特例水準の指定を予定していない医療機関への対応 11

（２）特例水準の指定申請の受付に関して都道府県が行うべきこと **12**

① 申請書類の確認、補正指示 12
② 申請書類の保管、管理 12

（３）特例水準の指定に係る判断に当たって都道府県が行うべきこと **13**

① 特例水準の指定に係る業務の確認（特例水準別） 14
② 時短計画案が一定の要件を満たしていること（全水準共通） 18
③ 追加的健康確保措置の実施体制の確認（全水準共通） 18
④ 労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことの確認（全水準共通） 19
⑤ 評価センターからの評価結果の確認（全水準共通） 19
⑥ 都道府県医療審議会の意見聴取（全水準共通） 20

（４）医療審議会・地域医療対策協議会等に関して都道府県が行うべきこと **21**

① 医療審議会等の開催に向けた調整 21
② 特定水準の指定に係る論点 21

（５）特例水準の指定を行うに当たって都道府県が行うべきこと **22**

① 都道府県知事による特例水準の指定に係る通知 22
② 評価結果の公表 22
③ 指定結果の公示 22

（６）指定後に都道府県が行うべきこと（医療機関が行うことを踏まえた対応）.....23

① 毎年の時短計画の届出（毎年の提出、変更の場合の届出、見直し内容の確認）..... 23

② 指定の取消につながる医療機関の状況を把握するための関係行政機関等（勤改センター、各都道府県等の 立入検査部門、都道府県労働局）との連携について..... 25

③ 災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合の手続き..... 26

④ 指定更新を予定している特定労務管理対象機関への対応 27

（７）特例水準の指定根拠となる業務の変更又は新たな特例水準の追加をしようとする場合に都道府県が行うべきこと 28

① 申請書類の確認・補正指示及び保管・管理..... 28

② 指定根拠となる業務の変更内容の確認..... 28

③ 医療審議会等における審議及び変更の承認について 29

④ 業務変更の承認に係る公示について..... 29

（８）指定の取消しに当たって都道府県が行うべきこと 30

① 取消の根拠となる事由の把握と根拠条文の確認 30

② 医療審議会における審議について 31

③ 指定の取消に係る通知の交付について 31

④ 取消に係る公示について 31

参考資料 32

特定労務管理対象機関の申請受付前から指定・更新・取消まで　チェック項目

特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関（以下、総称して「**特定労務管理対象機関**」という。）の指定（以下「**特例水準の指定**」という。）に関連する各確認項目の具体的な内容については、参照ページ欄を参照のこと。また、本項目はあくまでも事務処理上必要と考えられる項目の例を示したものであり、各都道府県において、適宜必要な項目の追加・修正、細分化等を行った上で、担当者を決めて運用されることを想定している。

確認項目		担当者	対応済	未対応	参照ページ
（１）　特例水準の指定申請の受付開始前の準備に関して都道府県が行うべきこと					
①	管内の医療機関の実態把握				P６
②	指定業務の実施にあたり整理すべきこと				P６
③	指定申請の方法等に係る医療機関への周知				P10
④	評価センターにおける評価の早期受審の勧奨と必要な支援の実施について				P10
⑤	特例水準の指定を予定している医療機関における勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施				P11
⑥	特例水準の指定を予定していない医療機関への対応				P11
（２）　特例水準の指定申請の受付に関して都道府県が行うべきこと					
①	申請書類の確認、補正指示				P12
②	申請書類の保管、管理				P12
（３）特例水準の指定に係る判断に当たって都道府県が行うべきこと					
①	特例水準の指定に係る業務の確認（特例水準別）				P14
②	時短計画案が一定の要件を満たしていること（全水準共通）				P18
③	追加的健康確保措置の実施体制の確認（全水準共通）				P18
④	労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことの確認（全水準共通）				P19
⑤	評価センターからの評価結果の確認（全水準共通）				P19
⑥	都道府県医療審議会の意見聴取（全水準共通）				P20
（４）医療審議会・地域医療対策協議会等に関して都道府県が行うべきこと					
①	医療審議会等の開催に向けた調整				P21
②	特例水準の指定に係る論点				P21
（５）　特例水準の指定を行うに当たって都道府県が行うべきこと					
①	都道府県知事による特例水準の指定に係る通知				P22
②	評価結果の公表				P22
③	指定結果の公示				P22

（６）	指定後に都道府県が行うべきこと（医療機関が行うことを踏まえた対応）				
①	毎年の時短計画の届出（毎年の提出、変更の場合の届出、見直し内容の確認）				P23
②	指定の取消につながる医療機関の状況を把握するための関係行政機関等（勤改センター、各都道府県等の立入検査部門、都道府県労働局）との連携について				P25
③	災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合の手続き				P26
④	指定更新を予定している特定労務管理対象機関への対応				P27
（７）	特例水準の指定根拠となる業務の変更又は新たな特例水準の追加をしようとする場合に都道府県が行うべきこと				
①	申請書類の確認・補正指示及び保管・管理				P28
②	指定根拠となる業務の変更内容の確認				P28
③	医療審議会等における審議及び変更の承認について				P29
④	業務変更の承認に係る公示について				P29
（８）	指定の取消に当たって都道府県が行うべきこと				
①	取消の根拠となる事由の把握と根拠条文の確認				P30
②	医療審議会における審議について				P31
③	指定の取消に係る通知の交付について				P31
④	取消に係る公示について				P31

はじめに

令和３年５月 28 日、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 49 号）の公布により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「**法**」という。）等の一部が改正された。このうち、医療機関勤務環境評価センター（以下「**評価センター**」という。）に関する事項、特例水準の指定に係る準備行為に関する事項、特定高度技能研修機関に係る厚生労働大臣の確認に係る準備行為に関する事項等については、令和４年４月１日から施行されている。

令和６年４月から改正後の医療法が全面施行され、年間の時間外・休日労働時間が 960 時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所（以下「**医療機関**」という。）は、特例水準の指定を受けることで、当該事業場で勤務する医師の年間の時間外・休日労働時間について 1860 時間を上限とする特例水準の対象医療機関となることができる。

特例水準の指定を受けるに当たり、医療機関の管理者は、都道府県への申請について、事前に医師労働時間短縮計画（以下「**時短計画**」という。）を作成し、評価センターにおいて、労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組等について評価を受ける必要があり、併せて、特例水準の指定申請に当たっては、所定の様式を使用し、評価センターの評価結果と併せて必要書類を都道府県担当部局宛に提出する手続きが必要である。

本手順書は、都道府県における特例水準の指定申請から指定更新・取消までの事務処理に係る一連の流れ、事務処理方法及び留意事項等について示すものである。なお、あくまでも事務処理上必要と考えられる事項の例を示したものであり、各都道府県において、適宜追加や修正等を加えて運用されることを前提に作成している。

本手順書とともに、以下の資料等を参考にしながら、特例水準の指定関連業務に係る都道府県内での体制整備等に役立てていただきたい。

＜参考資料＞

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等（医師の働き方改革関係）における運用上の留意事項について（令和６年４月１日付厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室事務連絡）

URL：https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001256571.pdf

医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和６年 11 月改正版）

URL：https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001351446.pdf

（１）特例水準の指定申請の受付開始前の準備に関して都道府県が行うべきこと

① 管内の医療機関の実態把握

- 各都道府県は、管下の医療機関が地域で担う医療機能等の観点を十分に踏まえながら医療機関の取組状況を把握するため、以下により管下の医療機関の実態を把握することが考えられる。
  - 特例水準の指定申請等が見込まれる医療機関の把握とリスト化（別紙１）
  - リスト化した医療機関について、申請予定の特例水準（※）、宿日直許可の有無、労働時間短縮の取組状況、評価センターへの評価申請の状況等、必要な情報ごとに整理・管理し、定期的に更新

    ※ 特例水準の指定申請の意向がない医療機関について、都道府県がその医療機関が地域で担う医療機能等の観点から特例水準の申請が想定されると考えられる場合には、その医療機関の意向が妥当かどうかを個別に確認
- これにより、実際に特例水準の指定申請等を行うことが想定される医療機関やその数を把握できるため、指定業務に必要な都道府県の体制や、地域の医療提供体制のあり方の検討に資すると考えられる。
- また、リストの情報を定期的に更新して把握する各医療機関の取組の進捗状況を踏まえ、特に、特例水準の指定申請を行う予定の医療機関において、労働時間短縮の取組等指定申請に向けた取組が進んでいない場合には、医療勤務環境改善支援センター（以下「**勤改センター**」という。）と連携して、時短計画の作成支援等、必要な支援を行うこと。
- なお、実態把握に当たっては、管内の医療機関から提出された時短計画及び参考資料、勤改センターのアドバイザー等による支援情報の活用が有効と考えられる。

② 指定業務の実施にあたり整理すべきこと

＜業務の実施スケジュール（医療審議会等の開催予定を含む。）の確認＞

- 指定業務を実施するに当たり、都道府県は、概ね以下のプロセスが必要になると考えられる。こうした指定に係る事務処理に必要な期間及び医療審議会等の開催スケジュールを鑑みた上で、全体スケジュールを整理することが重要である。
  (1) 指定要件に係る審査基準を定める
  (2) 申請時に医療機関が提出する申請書の様式や添付書類、申請の方法を定める
  (3) 申請受付時期（期間）を設定して申請を受け付ける
  (4) 受け付けた申請に係る特例水準の指定について医療審議会等の意見を聴く
  (5) 指定手続きを行う
- なお、上記(1)、(2) 及び(3)の申請受付時期（期間）の設定に当たっては、あらかじめ医療審議会等の意見を聴く、都道府県の関係規程等を改正するなどの手続きが必要となる場合も想定されることから、こうした手続きに要する期間についても留意すること。
- また、(4) の医療審議会等の意見を聴く手続きについて、以下のような同じタイミングで議論することが有用と考えられる事項もあることから、各都道府県は、医療審議会等の年度開催スケジュールの立案時から、関係部署間で連携を図りつつ、開催内容に関する事前調整を行うことが望ましい。

【事前調整が有効と考えられる事項】

- 地域医療に必要とされる医療機能について（医療計画、地域医療構想等の観点から）
- 臨床研修等の研修プログラム／カリキュラムに基づく研修医配置の今後の方針　等

なお、指定申請数が多いと想定される場合には、医療審議会等を複数回開催することや、必要に応じて部会等を設置し、実質的な議論を部会等で行うことも想定される。

＜指定要件に係る審査基準及び必要書類の整理＞

- 指定要件のうち都道府県知事の裁量判断を要する要件について、審査基準を策定する必要があるところ、策定に当たっては、医療計画や地域の医療提供体制のあり方との整合性を勘案することが望ましい。
- このため、審査基準を策定するに当たっては、各都道府県の関係部署と連携を図りつつ検討を行うこと。また、審査基準を策定したときは、医療機関に周知する必要がある。加えて、審査基準を満たすことを証する資料としてどのような資料を求めるのかについても検討の上、申請書類その他の様式とともに周知しておくことが適当である。

  なお、指定申請の様式は、医政局長通知（※）において示している（別紙２参照）ので参考にしていただきたい。申請書類については、医療機関自身によって作成されたことが明確に分かるものであれば、押印は必須とはしないので御留意いただきたい。

  ※　「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（令和４年４月１日付　医政発 0401 第 31 号　厚生労働省医政局長通知）
- なお、指定要件のうち都道府県知事の裁量判断を要する要件としては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「**法施行規則**」という。）第 80 条各号、同第 87 条、同第 94 条各号及び同第 101 条に定められた業務が想定されるものであり、各都道府県において、医療提供体制等の観点から審査基準を策定することとなる。

【法施行規則第 80 条各号に定められた業務】

次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が１年について 960 時間を超える必要があると認められるもの。

一　救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの　救急医療の提供に係る業務

二　居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所　居宅等における医療の提供に係る業務

三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所　当該機能に係る業務

※　法施行規則第 80 条第１号の規定に基づき救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣の定めるものは、次に掲げるもの（令和４年厚生労働省告示第９号）。

一　医療計画(法第 30 条の４第１項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所

二　医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

イ　年間の救急車の受入件数が 1000 件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間 500 人以上であること。

ロ　医療法第 30 条の４第２項第４号又は第５号の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。

【法施行規則第 87 条に定められた業務】

法第 118 条第１項の医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものであって、当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が１年について 960 時間を超える必要があると認められるものとする。

【法施行規則第 94 条各号に定められた業務】

法第 119 条第１項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一　医師法第 16 条の２第１項の都道府県知事の指定する病院　同項の臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について 960 時間を超える必要があると認められるもの

二　医師法第 16 条の 11 第１項の研修を行う病院又は診療所　当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が１年について 960 時間を超える必要があると認められるもの

【法施行規則第 101 条に定められた業務】

法第 120 条第 1 項の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる事項を記載した同項の高度な技能を修得するための研修に関する計画（次項において「技能研修計画」という。）が作成された者であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であることとする。

一　計画期間

二　当該研修において修得しようとする技能に係る法第 120 条第 1 項の特定分野に関する事項

三　当該技能の内容に関する次項

四　前三号に掲げるもののほか、当該技能の修得に関する事項

＜指定申請の方法について＞

- 指定申請の方法については、「I．郵送等による申請（紙媒体）」と「II．オンライン申請（G-MIS）」が想定される。各申請方法における運用と留意事項は以下の通り。

【I.　郵送等による申請受付（紙媒体）】

- 円滑な業務の実施や適正な書類管理等の観点から、業務委託等による対応も含め、受付窓口や照会窓口の設置も有用と考えられる。
- 必要に応じて、勤改センターとの役割分担について事前に調整しておくことが有用と考えられる。

（例：評価センターの受審までは勤改センターが支援し、指定申請に係る手続き等については都道府県が照会対応を行う等）

- 郵送とオンラインによる受付を併用する場合には、双方の処理状況が一覧で管理できる体制を組むことが望ましい。
- 地域の医療提供体制の確保の観点から、指定申請が見込まれる医療機関のリスト管理を行い、申請状況と当該リストとを連携させて管理することも有用と考えられる。

【II．オンラインによる申請受付（G-MIS）】

- URL リンク（G-MIS ログインページ）：https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/
- 円滑な業務の実施等の観点から、業務委託等による対応も含め、受付窓口や照会窓口の設置も有用と考えられる。
- G-MIS の使用に当たっては、各都道府県担当の G-MIS アカウント発行（指定受付用）が必要となる。なお、都道府県担当の変更に伴うアカウント切り替えについては、毎年 4 月を目処に本省が行う担当確認の連絡とともに対応することを想定している。
- G-MIS アカウントを有する管下医療機関に対して、G-MIS を用いた特例水準の指定申請に向けた周知・事務連絡を行う場合、都道府県 HP などによる手続き内容の公開のほか、G-MIS 事務局（厚生労働省）を経由したシステムからの連絡を行うことも可能である。なお、システムからの連絡を行う場合には本省担当窓口へ相談すること。

- G-MIS の詳細は、令和７年６月９日付事務連絡「医師労働時間短縮計画及び参考資料」の G-MIS による提出について（周知依頼）」及びシステム中に掲載されている以下マニュアルを参照すること。
  ＜医療機関用＞
  https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001499778.pdf
  ＜都道府県用＞
- https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001499779.pdf
  システムに関する相談窓口：G-MIS 事務局 0570-783-872（平日 9 時～17 時。土日祝日を除く。）

③ 指定申請の方法等に係る医療機関への周知

- ①②で整理した事項について、以下の手法を複数組み合わせることにより、医療機関に丁寧に周知することが重要である。

【周知方法の一例】

- 各都道府県ホームページ
- 勤改センターを通じた資料配付
- 説明会の開催（複数回の開催や、労働局等の関係機関、地域の医療関係団体等との連携も考慮）等

- また、医療機関が、指定申請に当たって相談窓口や申請ルート等に関して戸惑うことのないよう、申請の受付窓口や相談窓口を明確化し、広く周知することも必要である。

④ 評価センターにおける評価の早期受審の勧奨と必要な支援の実施について

- ①で作成したリストをもとに、勤改センターと連携しながら必要な支援を行うこと。

【具体的な支援内容】

- 地域の医療提供体制の観点から、指定申請が見込まれる医療機関の特定（各医療機関の指定申請に係る意向の有無を含む。）
- 指定申請が見込まれる医療機関の準備状況の把握・管理
- 準備が進んでいないと思われる医療機関の洗い出しと課題の把握と個別の課題を踏まえたプッシュ型の支援　等

- また、医療機関が時短計画や労務関連資料（※）等を準備し、評価センターへの評価受審申請を行った後、評価結果が通知されるまでに少なくとも４か月程度かかることが想定されている。このため、医療機関に対して、評価センターにおける評価の早期受審勧奨を行うこと。

※　就業規則その他勤務間インターバルと代償休息に関するルールが記載された資料、賃金規程、宿日直許可証、賃金台帳、雇用契約書又は労働条件通知書、36 協定等

- さらに、地域の医療提供体制の確保の観点から、指定を受ける必要があると見込まれるにもかかわらず、医療機関側にその意向がない場合には、その背景等について丁寧に把握し、必要に応じて、勤改センター等による訪問支援に都道府県職員も同行し、連携して申請に向けた医療機関との調整及び支援を行うことが重要である。

⑤ 特例水準の指定を予定している医療機関における勤務間インターバル及び代償休息の付与に係るシミュレーションの実施

- 特定労務管理対象機関においては、連携Ｂ・Ｂ・Ｃ水準を適用する医師に対し、勤務間インターバルの確保及び代償休息の付与が義務付けられている。

  都道府県は、これらによる診療への影響が生じないよう、特例水準の指定を申請予定の医療機関に対し、指定申請前に時間外・休日労働時間が年 960 時間を超えると見込まれる医師が所属する診療科において、勤務間インターバルを考慮した勤務計画の作成及び勤務実態に基づく代償休息の付与に係るシミュレーションを実施することを求めるとともに、勤改センターと連携して当該医療機関に対し必要な支援を行うこと。

⑥ 特例水準の指定を予定していない医療機関への対応

- 令和６年４月以降においても、地域の医療提供体制の変化等を踏まえて、特例水準の指定申請を予定していない医療機関（以下「Ａ水準の医療機関」という。）に対し、必要に応じて、医師の勤務実態に基づいた特例水準の指定申請の必要性について、自己点検を行っていただくよう周知すること。
- また、各都道府県においても、Ａ水準の医療機関の医師の働き方改革の取組状況等を確認（※）の上で、管下の二次医療圏としての診療機能、特に救急医療提供体制を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その水準選択により地域医療に影響が生じないかについて、都道府県の関係部局等と連携して継続的に確認を行うこと。この際、各医療機関に対し医療機関の状況に応じて以下の検討・対応を求めるとともに、都道府県においてもその状況を確認すること。

※ 特定労務管理対象機関以外にも、地域医療介護総合確保基金に基づく補助金の交付を受ける医療機関及び診療報酬における地域医療体制確保加算を算定する医療機関は時短計画及び参考資料を G-MIS で提出することとしているため、当該資料を確認の上、指定申請の必要性を考慮することが望ましい。

（１） 宿日直許可の取得意向がある一方で、確認時点で宿日直許可を取得できておらず、許可基準を満たす見込みがない場合には、取得できない前提で医師の労働時間について改めて確認を行うこと。

（２） （１）の結果、医師の時間外・休日労働が１人でも年 960 時間を超えることが見込まれ、地域医療に影響が生じると考えられる場合には、実態を踏まえた特例水準の指定申請を検討すること。

（３） （２）の指定申請の対応が難しい場合には、当該医療機関の所在する二次医療圏における医療機関間での役割分担や医療機能の見直し（例：各医療機関の輪番担当日数の見直し 等）について地域で議論を行うこと。

（２）特例水準の指定申請の受付に関して都道府県が行うべきこと

① 申請書類の確認・補正指示

- 都道府県の担当者は、申請書類を受理した場合は、速やかに指定申請書（別紙２）及び添付資料（※）が揃っているかを確認すること。指定申請書内に明らかな記載の不備がある場合や添付資料が揃っていない場合は、指定申請を行った医療機関に対し、速やかに必要な補正を指示すること。なお、記載不備や添付資料漏れがあること等を理由として、申請書類の受理を拒否することがないよう留意されたい（あくまで受理の上、補正を指示すること）。

※【添付資料の具体的内容】

＜特例水準ごと＞

- 特例水準に係る業務があること等を証する資料

（例） Ｂ水準：業務内容が記載された資料（各都道府県の審査基準を満たすことがわかる資料）

連携Ｂ水準：医師派遣の実施に関する資料（各都道府県の審査基準を満たすことがわかる資料）

C-１水準：臨床研修プログラム又は専門研修プログラム

C-２水準：医療機関申請書、審査結果通知書

＜全水準共通＞

- 時短計画（※）
- 誓約書（別紙５）
- 評価結果報告書（別紙３）

※新規指定の場合は、当該指定を受けることを予定している年度を開始年度とした時短計画の案を添付すること。
指定更新の場合は、評価受審年度の時短計画に加えて、指定申請までの間に評価年度と時差が生じることが考えられるため、当該指定を受けることを予定している年度を開始年度とした時短計画の案も併せて添付すること。

② 申請書類の保管、管理

- 医療機関が指定申請を行うに当たって必要とされる資料については、各医療機関及び特例水準ごとに異なることが想定されるため、都道府県においては、特例水準ごとに各医療機関の申請書類（※）を適切に保管・管理すること。

※ G-MIS 上の申請書類は、申請日から３年を目処に自動的に削除されることから、都道府県の担当者は必要に応じて申請書類をダウンロードし、適切に保管すること。

- また、毎年特定労務管理対象機関の管理者が都道府県知事に提出する時短計画の変更又は変更がない旨の報告等と併せ、医療機関の取組状況等について経年での内容把握が可能な仕組みづくりを行うことが望ましい。これにより、時短計画の対象医師が変更になった場合や、指定根拠となった業務に変更があった場合の経緯の確認等に有用である。

（３）特例水準の指定に係る判断に当たって都道府県が行うべきこと

＜指定申請時に確認が必要な資料について＞

指定要件		確認資料
(1)特例水準の指定に係る業務であること（特例水準毎）	B 水準（特定地域医療提供機関）	業務内容が記載された資料（各都道府県の審査基準を満たすことがわかる資料） 例：救急医療機関やがん診療の拠点医療機関であることを証明する書類等
	連携 B 水準（連携型特定地域医療提供機関）	医師派遣の実施に関する資料（各都道府県の審査基準を満たすことがわかる資料） 例：派遣先医療機関からの辞令（匿名化したもの）、医師に対する副業・兼業許可証等
	C-1 水準（技能向上集中研修機関）	臨床研修プログラム又は専門研修プログラム（「研修医療機関における時間外・休日労働想定最大時間数」の記載を含む。）
	C-2 水準（特定高度技能研修機関）	医療機関申請書（別紙８） 審査結果通知書（医療機関申請書関係）
(2)法第 113 条第３項各号該当性（全水準共通）	時短計画案が一定の要件を満たしていること	時短計画案
	追加的健康確保措置の体制整備	評価結果報告書（別紙３）※③参照
	労基法等の一定の規定の違反がないこと等	誓約書（別紙５） 労働局への照会（別紙６）

評価センターの評価結果

（評価結果報告書（別紙３））

都道府県医療審議会の意見

① 特例水準の指定に係る業務の確認（特例水準別）

＜共通＞

- 都道府県は、各医療機関からの申請内容（時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められる業務）について、法に規定する各水準の業務内容に該当するかの確認を行うこと。また、業務内容の確認に当たっては、各水準固有の観点に基づき、都道府県医療審議会の意見を踏まえて行うこと（詳細については（４）を参照）。
- なお、指定に当たって改めて要件を確認する必要がない場合（例：都道府県の医療計画等において対象医療機関の医療機能がすでに明示されている等）も想定されるため、こうした場合の取扱いを事前に整理しておくこと。

＜B 水準＞

- B 水準（特定地域医療提供機関）については、地域の医療提供体制の確保の観点から必要と考えられる医療機能に係る業務（（１）②参照）であって、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認する必要がある（法第 113 条第 1 項、法施行規則第 80 条各号）。
- その際には、申請書類のうち業務内容が記載された資料（各都道府県において定めた審査基準を満たすことがわかる資料）を踏まえ、都道府県内の医療計画における対象医療機関の位置付け等に基づき、確認すること。

  （例）二次・三次救急医療機関、特定機能病院、地域医療支援病院、周産期母子医療センター（地域／総合）
  精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、
  へき地医療において中核的な役割を担う医療機関　等

＜連携 B 水準＞

- 連携 B 水準（連携型特定地域医療提供機関）については、医療提供体制の確保のために必要な医師の派遣に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認する必要がある（法第 118 条第 1 項、法施行規則第 87 条）。
- その際には、申請書類のうち医師派遣の実施に関する資料を踏まえ、都道府県内の医療計画における対象医療機関の位置付け等に基づき、確認すること。

＜C-1 水準＞

- C-1 水準（技能向上集中研修機関）については、臨床研修又は専門研修に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認する必要がある（法第 119 条第 1 項、法施行規則第 94 条）。
- その際には、申請書類のうち臨床研修プログラム又は専門研修プログラム（「病院群の想定時間外・休日労働時間の記載」（別紙７）の記載（※１）を含む。）や時短計画を踏まえ、指定を予定する基幹型及び協力型臨床研修病院（専門研修：基幹施設及び連携施設）の時間外・休日労働最大想定時間数が年 960 時間を超えることを確認すること。

※１ 後記「臨床研修／専門研修プログラムにおける取扱いについて」を参照。なお、病院群の想定時間外・休日労働時間については、時短計画との整合性について留意すること。

※２ 研修の効率化（単に労働時間を短くすることではなく、十分な診療経験を得る機会を維持しつつ、カンファレンスや自己研鑽などを効果的に組み合わせるに当たり、マネジメントを十分に認識し、労働時間に対して最大の研修効果を上げること）は、医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ（以下、単に「**中間とりまとめ**」という。）において、地域医療対策協議会等の意見を聴いた上で、時短計画の記載内容により、都道府県知事が確認することとされていることに留意すること。

- C-１水準の指定申請にあたり、基幹型臨床研修病院・基幹施設は、同一の都道府県に所在する協力型臨床研修病院・連携施設が行う C-１水準の対象医療機関の指定申請に係る事務について、申請書類を取りまとめて都道府県に提出する等、代行することができる。
- 研修協力施設に関しては、C-1 水準の指定承認を取得し得ないが、年間で想定される労働時間実績が、研修プログラム中に占める労働時間に影響を与える場合に、同様式への記載内容を妨げるものではなく、都道府県は各研修プログラムに記載された各病院の想定労働時間の内容を確認すること。

【臨床研修／専門研修プログラムにおける取扱いについて】

＜臨床研修＞

- 令和６年度からの臨床研修については、C-１水準の適用の要否にかかわらず、全てのプログラムごとに、臨床研修プログラム内に病院別の時間外・休日労働の最大想定時間数（年単位換算）及び前年度の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）等を記載する必要があるとともに、指定を受けようとする場合には特例水準に係る指定申請の添付書類の一つとなることに留意すること。また、
  - 既存のプログラム・・・毎年４月 30 日までに提出する年次報告書の一部として別紙７を提出
  - 変更又は新設するプログラム・・・当該プログラムに基づく研修を行う予定の年度の前年度の４月 30 日までに提出する変更・新設届出書の一部として別紙７を提出するとされていることに留意すること。

  ※ 「令和５年度開始の臨床研修プログラムにおける医師の働き方改革を踏まえた対応について（周知）」（令和４年３月 31 日付厚生労働省医政局医事課事務連絡）参照
- 医療機関からＣ-１水準の指定申請がなされた場合であって、臨床研修の年次報告から「時間外・休日労働時間の想定最大時間数」が判明出来ない場合には、医療機関に今年度の年次報告の様式 10・別紙５の修正や差し替えを行わせる、もしくは、その他の指定に必要な情報を得られる様式での指定時限りの書類を提出させる等、柔軟に対応すること。

＜専門研修＞

- 令和６年度から開始する専門研修プログラム／カリキュラムについては、時間外・休日労働の想定最大時間数（年単位換算）及び過去の時間外・休日労働時間の実績（年単位換算）や専攻医に対して適用可能性のある水準等を、基幹施設と連携施設ごとに、日本専門医機構のシステム上にて一覧表にして明示することとしている。
- このため、専門研修についても、C-１水準の適用の要否にかかわらず、全てのプログラムごとに、専門研修プログラム内に労働時間数を記載する必要があるとともに、指定を受けようとする場合には特例水準に係る指定申請の添付書類の一つとなることに留意すること。
- なお、C-１水準の指定申請を希望する医療機関において、日本専門医機構のシステム上で「時間外・休日労働最大想定時間数」の記載が確認できない場合は、各都道府県で日本専門医機構のシステムから入手した表（Excel CSV ファイル）を埋めることが出来る内容を求める等、指定に必要な以下の情報が得られるよう柔軟に対応すること。

  ＜必須確認事項＞

  ・ プログラム/カリキュラムに含まれる医療機関の時間外・休日労働の想定最大時間数（年単位換算）

  ・ 専攻医への適用水準

  ＜任意確認事項＞

  ・ 時間外・休日労働時間の前年度実績

  ・ 当直・日直のおおよその回数および宿日直許可の有無

＜C-2 水準＞

- C-2 水準（特定高度技能研修機関）については、特定高度技能研修に係る業務であって、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認する必要がある（法第 120 条第１項、法施行規則第 94 条）。その際には、申請書類のうち審査結果通知書（医療機関申請書関係）を踏まえ、厚生労働大臣による必要な確認を受けている研修であること、高度技能研修を実施することが可能となる医療機関であること（※）、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認すること。

  また、C-2 水準の指定を受けようとする医療機関が、予め当該技能を修得するための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることについて、厚生労働大臣の確認を受ける際には、当該医療機関で特定高度技能研修医師として従事しようとする医師は、高度な技能を修得するための研修に関する計画（以下「技能研修計画」という。）を作成し、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受ける必要がある。
- そのため、都道府県においても、指定にあたって前提となる当該確認の具体的な内容及び手続きについて熟知するとともに、医療機関に丁寧に周知していただきたい。

  ※　医療機関は、厚生労働省 HP「Ｃ２審査・申請ナビ」（https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/）による申請によって、次の 2 種類の審査結果通知書（ア），（イ）が発行されることとなる。このうち、指定申請に当たって必須とされるのは（ア）の書類である。

  （ア）審査結果通知書（医療機関申請書関係）

厚生労働大臣の確認を受けたことを示す書類（法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類）

（イ）審査結果通知書（技能研修計画関係）

医師の発意に基づき作成された技能研修計画の申請によって厚生労働大臣の確認を受けたことを示す書類

※ なお、（イ）の書類は、指定申請時における指定要件の判断においては必ずしも用いるものではないが、次年度等の時短計画提出時においては、実際に審査組織による技能研修計画の確認を受けた医師が特定高度技能研修に係る業務を行っているか確認する必要があることから（法第 117 条第 1 項第 1 号参照）該当者がいる場合には審査結果通知書（技能研修計画関係）も提出させること。

【医療機関への具体的な周知内容】

＜医療機関申請書について＞

○ C-2 水準の指定を受けようとする医療機関は、予め当該技能を修得するための研修を効率的に行う能力を有する病院又は診療所であることについて厚生労働大臣の確認を受ける必要があることから、当該確認を受けようとする医療機関は以下の事項を記載した医療機関申請書（別添 8）を厚生労働大臣に提出すること。

① 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

② 管理者の氏名

③ 当該病院又は診療所の名称

④ 当該病院又は診療所の所在の場所

⑤ 当該病院又は診療所において行う法第 120 条第 1 項の高度な技能を修得するための研修の内容及び実施体制

⑥ 上記に掲げるもののほか、当該研修の実施に関し必要な事項

＜技能研修計画について＞

○ C-2 水準の指摘を受けた医療機関において特定高度技能研修医師として従事しようとする医師は、予め以下の事項を記載した技能研修計画を作成し、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受ける必要がある。また、当該確認を受けるにあたっては、氏名、生年月日、医籍の登録番号、医籍の登録年月日及びその他当該技能研修に関する事項を記載した申請書に技能研修計画を添付（別添 9）し、特定高度技能研修機関として指定を受けている又は受けようとする病院又は診療所を経由して、厚生労働大臣に提出すること。

① 計画期間

② 当該研修において修得しようとする技能に係る法第 120 条第 1 項の特定分野に関する事項

③ 当該技能の内容に関する事項

④ 上記に掲げるもののほか、当該技能の修得に関する事項

○ 技能研修計画に記載する研修期間は最長 3 年であることに留意すること。

○ 技能研修計画は、研修する医療機関が変更となる場合は、改めて厚生労働省の確認を受ける必要があることに留意すること。

○ 技能研修計画の作成、申請及びは技能を修得するための研修を効率的に行う能力を有する医療機関であることの確認申請は、C-2 水準申請システム（https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/）による電子申請により行うこととする。

② 時短計画案が一定の要件を満たしていること（全水準共通）

- 都道府県は、時短計画案について、
  - 医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること
  - 医療機関に勤務する医師の労働時間の状況、医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項、その他医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること（具体的な内容については後記「医師労働時間短縮計画記載内容」参照）

  を確認する必要がある（法第 113 条第３項第１号、第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項、法施行規則第 82 条第１項）。
- 時短計画については、各医療機関における医師の労働時間短縮に係る取組内容を記載するものであり、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和６年 11 月改正版）」においても「１．労働時間と組織管理（共通記載項目）」及び「２．労働時間短縮に向けた取組」に関する記載をひな形としている（後記「医師労働時間短縮計画記載内容」参照）。そのため、時短計画案の確認にあたっては、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和６年 11 月改正版）」も適宜参考にすること。
- 時短計画は特例水準の指定を受けた医療機関が毎年届け出るものであるため（法第 122 条第２項、第３項、法施行規則第 109 条）、（２）②のとおり、毎年の届出内容を経年的に確認できる体制・仕組みづくりを行うことが望ましい。

【医師労働時間短縮計画記載内容】

１．労働時間と組織管理（共通記載事項）	２．労働時間短縮に向けた取組
（１）労働時間数	（１）タスク・シフト／シェア
（２）労務管理・健康管理	（２）医師の業務の見直し
（３）意識改革・啓発	（３）その他の勤務環境改善
（４）策定プロセス	（４）副業・兼業を行う医師の労働時間の管理
	（５）Ｃ-１水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

③ 追加的健康確保措置の実施体制の確認（全水準共通）

- 都道府県は、指定申請を行った医療機関において追加的健康確保措置（※）の体制が整備されていることを確認する必要がある（法第 113 条第３項第２号、第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項）。

  ※ 令和６年４月以降、特定労務管理対象機関の管理者は、特定業務に従事する医師について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき時間外・休日労働の上限時間内に収めることに加え、法に基づき追加的健康確保措置（面接指導・勤務間インターバル）を実施する必要がある（医療機関の管理者の義務）。

- その際には、追加的健康確保措置の体制整備は評価センターの評価受審でも必須項目とされていることから、評価結果報告書（別紙３）をもって確認することが可能である。そのため、評価センターによる評価において追加的健康確保措置の体制整備が行われていると評価された医療機関については、評価結果報告書（別紙３）をもって、指定申請書（別紙２）の添付資料である「医療法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類」と「医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類」のいずれも添付したものと取り扱うこととして差し支えない。
- なお、評価センターによる評価時点で、必須項目以外の追加的健康確保措置の体制整備が行われていなかった（※）としても、指定要件の判断時点において追加的健康確保措置の体制整備が行われている場合には、都道府県による指定要件該当性の判断として、追加的健康確保措置の体制整備が行われていると判断して差し支えないものである。

  ※必須項目が改善されなければ評価保留となり評価結果が通知されないことに留意すること。

④ 労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことの確認（全水準共通）

- 都道府県は、指定申請を行った医療機関について、労働基準法及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）のうち一定の規定（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 14 条に掲げるもの）に違反したことにより、送致等が行われ、その旨の公表が行われたものであって、当該送致等の日から起算して１年を経過していないものがないことを確認する必要がある（法第 113 条第３項第３号、第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項、法施行規則第 82 条第２項）。
- その際には、提出された誓約書（別紙５参照）によって確認することとなるが、指定要件の充足性を担保する観点から、労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことについて、各都道府県労働局に対して別紙６の様式を用いて書面による照会を行い、確認することも可能である（別紙６参照）。

⑤ 評価センターからの評価結果の確認（全水準共通）

- 各医療機関が評価センターの評価を受審した後、評価センターは、これらの医療機関に対して評価結果を通知することと併せて、都道府県に対しても管下医療機関の評価結果報告書を通知することになる（別紙３参照）。

  都道府県は、特例水準の指定をするに当たっては、評価センターによる評価結果を踏まえることとされているため（法第 113 条第４項、第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項）、後記「評価センターによる評価結果について」の取扱いに基づき、評価結果の内容を確認すること。なお、指定更新にあたっては、前回の指定又は更新以降に改めて受審した評価結果の内容であることを確認すること。

【評価センターによる評価結果について】

＜全体評価の体系＞

○ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

○ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。

○ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

△ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。

△ 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

＜評価結果の取扱い＞

評価センターの評価のうち「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際は、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行うこと。なお、指定に当たり、労務管理体制の改善に向けた取組を支援するため、勤改センターによる支援等も考えられる。

⑥ 都道府県医療審議会の意見聴取（全水準共通）

- ①～⑤の内容に関しては、医療審議会等において、各都道府県の医療計画、地域の医療提供体制の確保の観点から議論や確認を行う必要がある（詳細は（４）を参照）。

（４）医療審議会・地域医療対策協議会等に関して都道府県が行うべきこと

特例水準の指定については、あらかじめ都道府県知事は医療審議会の意見を聴くこととされているため（法第 113 条第５項、第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項）、以下を参考に開催準備等を行うこと。

①　医療審議会等の開催に向けた調整

- （１）②の内容（開催スケジュール、構成員の決定及び事前説明等）を参照のこと。

②　特定水準の指定に係る論点

- 中間とりまとめの内容も参照しつつ、以下の内容等を参考に、議論の論点を設定すること。
- 特例水準の指定に当たっては、各都道府県の医療計画の位置づけを確認するとともに、各医療圏域における当該病院の位置付けについて意見のとりまとめを行うなどした上で、議論内容の検討を行うなどの対応も想定される。

【B・連携 B 水準】

- 医療機関の担う医療機能等の観点から、
  - 地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）との整合性の確認
    （例：医師派遣の実施医療機関、受入医療機関の現状等）
  - 地域の医療提供体制の確保の観点から、やむを得ず医師が長時間労働とならざるを得ないことの確認

【C-1 水準】

- 中間とりまとめにおいて、C-1 水準を適用することにより、地域における臨床研修医や専攻医等の確保に影響を与える可能性があることから、各都道府県の医療審議会等において地域の医療提供体制への影響を確認することが適当とされている。このため、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認すること。
- なお、C-1 水準の指定にあたって、地域医療対策協議会での議論は指定要件として必須ではないが、当該協議会で議論を行う場合においては、法第 106 条の規定に基づき、「医師の労働時間短縮等に関する指針」を勘案することとしている。そのため、当該協議会においては、医師の確保を図るために必要と思われる事項について協議を行い、地域の医療提供体制への影響を確認するとともに、研修が効率化されているか等についても確認すること。
- また、各研修プログラムに記載されている想定労働時間及び各都道府県に示される医療計画の記載内容と照らし、時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるものであることを確認すること。

【C-2 水準】

- 中間とりまとめにおいて、C-2 水準を適用することにより、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響を与える可能性があることから、地域の医療提供体制への影響及び構築方針との整合性を確認することが適当とされており、こうした観点から、都道府県の医療審議会において意見を聴くこと。

（５）特例水準の指定を行うに当たって都道府県が行うべきこと

①　都道府県知事による特例水準の指定に係る通知

- 指定を行う特定労務管理対象機関について、都道府県内において、知事名での指定通知（別紙４参照）の作成、決裁の上、申請を行った医療機関に対して送付すること。なお、指定の効力が生じるのは指定通知が医療機関に到達した時点であることに留意すること。
- 特例水準の指定に当たっては、１つの医療機関に対して複数の水準を指定することも予想される。指定の取消や業務の変更などの手続きは水準単位で行うため、複数の水準の指定申請の時期が異なる場合には、水準単位で指定日や有効期間が把握できるような通知方法や管理方法を検討する必要がある。
- 医療機関による評価センターの評価結果後、都道府県へ特例水準の指定申請を行ったものの、都道府県による指定公示までに労働時間の改善が見られ、特例水準の指定を希望しない場合には、評価センターに受審申請の取下げを、都道府県に申請を行わない（又は申請を取り下げる）旨の連絡をすることで、評価結果の公表を行わないという運用も想定される。そのため、②のとおり、かかるケースに対応できるよう、特例水準の指定結果の公示と併せて公表する運用とすること。

②　評価結果の公表

- 評価センターによる評価結果（全体評価を想定）は、特例水準の指定結果の公示と併せて公表する運用とすること。
  ※　法第 134 条及び法施行規則第 125 条に基づき、都道府県知事は、通知された評価の結果の要旨について、当該評価の結果の通知を受けてから概ね１年以内に、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 中間とりまとめでは、都道府県は勤改センターとも協力しつつ、各医療機関の勤務環境改善に向けた取組を行うことが求められることから、評価結果の公表と併せて支援の方針を記載するとされていることに留意すること（評価結果の公表イメージは別紙 10 参照）。
- 評価センターが行った評価の結果を公表するに当たっては、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和４年厚生労働省告示第７号）に基づき、国民の適切な医療のかかり方につながるよう、当該評価センターの所見とともに、地域における医療提供体制の全体像や各医療機関の役割等を公表し、より多面的な視点での情報公開を行うこと。

③　指定結果の公示

- 都道府県知事は、各特例水準の指定を行った場合には、上記②も参照しつつインターネットの利用その他適切な方法により、指定の公示を行うこと。
- 指定更新が必要な医療機関の申請時期を把握するため、指定期間（始期及び終期）を明記することが望ましい。

（６）指定後に都道府県が行うべきこと（医療機関が行うことを踏まえた対応）

① 毎年の時短計画の届出（毎年の提出、変更の場合の届出、見直し内容の確認）

- 特定労務管理対象機関の管理者は、特例水準の指定を受けた後、遅滞なく、正式な時短計画を定め（法第 114 条、第 118 条第２項、第 119 条第２項及び第 120 条第２項）、当該計画に基づき、医師の労働時間の短縮のための取組を進めることとなる。
- このため、都道府県は対象医療機関に対して、正式な時短計画を定めた場合には、時短計画の計画期間の始期以降概ね２週間以内を目安に都道府県に届け出るよう周知する（届出様式は別紙 11 参照）とともに、受領した時短計画を適切に管理すること（管理方法や保存期間等については、各都道府県において適切に取り決めた上で管理すること）。
- また、特定労務管理対象機関の管理者は、時短計画について、計画期間の始期から１年ごとに、当該機関に勤務する医師等関係者の意見を聴いた上で時短計画の見直しのための検討を行い、必要があると認めるときは時短計画を変更の上、以下の書類を所在地の都道府県知事に提出する必要がある（法第 122 条、法施行規則第 109 条　届出様式は別紙 12 参照）。
- 時短計画の見直しを検討するに当たって対象医療機関は、

  ①　時短計画の対象医師における時間外・休日労働時間の実績

  ②　取組状況の実績

  を確認するために参考資料を作成し、時短計画の当該年度暫定評価、当該年度最終評価を行い、作成した参考資料及び時短計画は原則 G-MIS で登録することにより都道府県に提出する必要がある。詳細は「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（令和６年 11 月改正版）」を参照すること。

  ※　なお、検討の結果、変更する必要がない場合にも、その旨を都道府県知事への届出が必要（法第 122 条第 3 項　届出様式は別紙 12 参照）
- このため、都道府県は以下の取組を実施する必要がある。

  ア．当該時短計画の提出又は届出が適切になされるよう対象医療機関に周知するとともに、時短計画の進捗状況の確認や必要に応じた時短計画の見直しを検討する場合には、時短計画の着実な実施のために勤改センターの活用を推奨すること。

  イ．都道府県知事による提出資料の確認

  ＜提出書類＞

  - 変更しようとする事項、変更理由を記載した書類（届出様式は別紙 12）
  - 変更後の時短計画

    変更がない場合にはその旨を記載した届出書類（届出様式は別紙 12）
  - 参考資料

    別添１　　：水準別、診療科別の労働時間に関する資料

    別添２-１：労働時間短縮に向けた取組（タスク・シフト／シェア）

別添２-２：労働時間短縮に向けた取組（医師の業務の見直し、その他勤務環境改善のための取組）

※　原則 G-MIS に登録することにより提出すること

ウ.　（２）②で記載した通り、提出の履行状況ならびに経年での時短計画の内容把握が可能な仕組みを構築することが重要であり、各都道府県で G-MIS による提出期限等を医療機関に周知徹底する等、確実に期限までに受領できるように運用すること。さらに、時短計画の着実な実施等に向けて勤改センターを通じたプッシュ型の支援を行うため、都道府県は、医療機関から時短計画の提出を受けた際、医療機関の同意を得た上で、

①　評価センターの評価結果及び指摘事項

②　特例水準の指定時における都道府県の指摘事項

③　時短計画及び参考資料

について勤改センターに共有し、勤改センターが各特定労務管理対象機関の勤務環境の改善に向けた取組内容や課題を確認できるようにすることが望ましい。特に、参考資料には診療科別の時間外・休日労働時間及び労働時間短縮に向けた取組状況等、プッシュ型の支援を行うに当たって必要な詳細情報が記載されているため、当該医療機関の現状把握及び対応策の立案等、有効活用について検討すること。

- なお、上述の時短計画の見直しについては、計画期間の始期から最低１年ごとに行うことを求めるものであり、医療機関における随時の時短計画の見直しを妨げるものではないこと。このため、都道府県は、当該医療機関の取組を適切に把握する観点から、医療機関が時短計画を見直した場合には、その都度上記と同じ手続きにより必要な書類の提出を求めることが望ましい。こうした対応をとるためには、特定労務管理対象機関を含めた管内の医療機関に対する周知のほか、見直しを支援する勤改センターと医療機関との関係性の構築も重要になると考えられる。なお、医療機関における随時の時短計画の見直しについて、例えば、特定労務管理対象機関において、やむを得ず、年度途中に特例水準が適用される医師の範囲を変更する必要がある場合に、当該医師の労働時間短縮の取組を追記が必要となる等の状況が想定され、こうした場合に随時の見直しが行われることが考えられること。
- また、「医師の労働時間短縮等に関する指針」（令和４年厚生労働省告示第７号）では、B 水準、連携 B 水準について令和 17 年度末に向けて段階的に年間の時間外・休日労働時間の短縮を目指していくこととするとともに、C-1 及び C-2 水準についても、制度の適切な運用を通じて各都道府県における着実な医師の働き方改革の推進に取り組むこととしている。
- このため、各都道府県勤務環境改善担当においては、勤改センター等を通じて把握した管内の特定労務管理対象機関の時短計画の進捗状況等を踏まえ、医師確保担当部門等の関係部署とも適切に連携の上で、医師確保や地域医療体制の見直し等の観点も含め、医療機関に対し、どのような支援が可能かを検討し支援することが望ましい。

② 指定の取消につながる医療機関の状況を把握するための関係行政機関等（勤改センター、各都道府県等の立入検査部門、都道府県労働局）との連携について

- 特定労務管理対象機関は、医療法において、毎年の時短計画の届出、追加的健康確保措置に係る法第 25 条第 1 項に基づく立入検査等、様々な対応が義務づけられており、各都道府県、保健所を設置する市又は特別区の立入検査部門等関係する行政機関等も多岐にわたる。
- また、特定労務管理対象機関以外の医療機関についても、医療法上、時間外・休日労働時間が月 100 時間以上となる見込みの医師に対する面接指導の実施が義務付けられており、立入検査での履行状況の確認を行うことになる。
- こうした立入検査による確認結果は、場合によっては、特例水準の指定取消等にも影響するため、都道府県は関係機関と適切に連携し、必要な情報収集と対象医療機関の改善に向けた取組状況を把握する必要がある。
- また、法第 25 条第 1 項に基づく立入検査等の法定検査で実施が不十分な事項を確認した場合には、勤改センターによる支援を通じた労務管理体制等の改善が重要となってくることから、都道府県の特例水準の指定業務を行う勤務環境改善担当部門が、都道府県等の立入検査部門等の関係機関と勤改センターの連携の仲介役として機能することが、対象医療機関に係る各種情報の集約の観点や、労務管理体制等の改善に向けた効果的な支援の観点からも有用と考えられる。
- なお、法第 25 条第 1 項に基づく立入検査の具体的な流れについては、以下が想定される。

【立入検査の具体的な流れ】

Ⅰ 立入検査を実施し、対象医療機関に対して追加的健康確保措置に係る改善の指摘を行い、是正・改善報告を求めるにあたり、都道府県の立入検査部門は必要に応じて、勤改センターの支援を受けるよう指導する。

Ⅱ 勤改センターは、都道府県の勤務環境改善担当部門と連携して対象医療機関の支援を行う。当該支援を受けた後、対象医療機関から是正・改善報告を受けたが、医療機関の取組が十分な改善に至っていないと認められる場合には、都道府県等の立入検査部門は、原則、勤改センターの支援を受けた上で、再度の是正・改善報告を行うよう指導する。

※Ⅰの指導で既に勤改センターの支援を受けている場合にも、Ⅱの指導内容について改めて勤改センターに具体的に共有して支援を依頼し、引き続き、勤改センターの支援を受けるよう指導する。

Ⅲ 上記Ⅰ、Ⅱにおいて、勤改センターの支援を受けるよう指導した場合、医療機関が勤改センターに支援依頼を行う。

- そのため、その後の支援を円滑に実施する観点から、都道府県等の立入検査部門は都道府県の勤務環境改善担当部門に対し、支援を受けるよう指導した旨を情報提供することが望ましい。
- また、都道府県知事は、正当な理由がなく、面接指導（法第 108 条第 1 項）、労働時間短縮のための措置（法第 108 条第 6 項（時間外・休日労働時間 155 時間超えの場合））、勤務間インターバル・代償休息（法第 123 条第 1 項及び第 2 項）についての必要な体制の整備や必要な措置を講じていないと認めるときは、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされている（改善措置命令・法第 111 条第 1 項及び第 126 条第 1 項）。このため、立入検査を通じて、改善に向けた指導を続けたが、必要な体制の整備や必要な措置を講じていないと認めるとき

は、必要に応じて、各都道府県の勤務環境改善担当部門と立入検査部門は連携し、情報共有を行った上で改善措置命令の要否を検討すること。

- 改善措置命令を行使した場合には、その旨を遅滞なく都道府県労働局へ情報提供をすること。なお、情報提供は別紙６の「都道府県労働局監督課一覧」に記載した部署宛に行うこと。また、都道府県等の立入検査部門にも情報提供すること。
- また、労働基準監督署が、上記の面接指導（法第 108 条第１項）、労働時間短縮のための措置（法第 108 条第６項（時間外・休日労働時間 155 時間超えの場合））、勤務間インターバル・代償休息（法第 123 条第 1 項及び第２項）の措置が講じられていないことを確認した場合には、勤改センターに相談の上で改善に向けた支援を受けるよう勧奨することとしている。これを受けて、医療機関から勤改センターへの相談が見込まれることから、都道府県の勤務環境改善担当部門は、勤改センターを通じて、医療機関が労働基準監督署から受けた指摘を確認し、関係部門とも連携しながらその後の医療機関の取組状況等について適切に確認すること。また、医療機関から立入検査に基づく相談を受けたときは、勤改センターから都道府県の勤務環境改善担当部門へ情報共有がなされるよう、勤改センターに周知しておくこと。

③　災害等やむを得ない事由により継続した休息時間の確保が難しい場合の手続き

- 特定労務管理対象機関の管理者は、特定対象医師について、法施行規則で定めるところにより、継続した休息時間を確保する必要がある（法第 123 条第１～３項、法施行規則第 110～119 条）。
- 一方で、例外的な取り扱いとして、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、都道府県知事の許可を受けて、必要な限度で前述の休息時間の確保を行わないことができる（法第 123 条第 4 項　申請様式は別紙 13 参照）。
  - ※　なお、事態急迫のために許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく届け出ることが必要（届出様式は別紙 13 参照）。
- ただし、上記の許可は、あくまでも法第 123 条で求められる継続した休息時間の確保を例外的、一時的に行わないというだけであり、引き続き、面接指導やその結果を踏まえた適切な措置等（法第 108 条各号）の対象にはなり得ることから、上記の許可を受けた場合も、引き続き適切な労務管理を行う必要があることについて、対象医療機関に対して周知、指導すること。
- また、前述の※による届出があった場合、事後的に休息時間の確保を行わなかったことを不適当と認めるときは、その後に必要な代償休息の確保を命じることができるとされている（法第 123 条第 5 項）。

  このため、届出のあった医療機関について、届出の内容から不適当であることが窺える場合は、必要に応じて当該医療機関に具体的な内容を聴取の上、不適当であると判断したときは、必要な代償休息の確保を命じることも検討すること。

  なお、本規定は、労働基準法第 33 条第１項及び第２項の規定を参考に規定されたものであることを踏まえ、都道府県が本規定に基づく許可等を行うに当たっては、その対応の方向性についてあらかじめ都道府県労働局と情報共有するなど、相互の対応に齟齬が生じないよう必要な連携を行うことが望ましい。

④ 指定更新を予定している特定労務管理対象機関への対応

- 特例水準の指定は、３年ごとにその更新を受けなければその期間の経過によってその効力を失うため、引き続き、特例水準の指定を継続する場合は更新が必要となる。そのためには、改めて評価センターの評価受審が必要であることから、都道府県は以下の点に留意しつつ、管内の特定労務管理対象機関における勤務環境の実態を引き続き別紙１を活用し把握するとともに、指定更新の意向について確認し、評価センターにおける評価の早期受審勧奨を行うことが重要である。

（１） 指定更新のための評価受審は予約制を導入しているため、期間内に受審できるように事前に評価期間のスケジュールや評価資料等、評価受審を行うに当たって必要な情報を医療機関に周知すること。

（２） 評価時期によって、医療審議会等の開催まで長期間経過することが想定されるため、都道府県は必要に応じて、医療審議会等に指定更新等について諮る際に、当該医療機関から労働時間や取組等の直近の状況が分かる資料を提出させる等、評価時点と労務管理体制等に大きな変更がないことを確認することが望ましい。

- なお、特例水準の指定後に追加で新たな水準の指定を行った特定労務管理対象機関に関して、当初指定を受けた水準と指定更新時期がそれぞれ異なることが想定されるが、このような場合においても、（２）に留意した上で、一括して更新に係る評価受審を行う等の対応を行っても差し支えない（※）ため、都道府県は勤改センターと連携して当該医療機関に対し必要な支援を行うこと。

※ 指定更新のための評価受審は予約制を導入しており、過去に評価受審を受けた時期によって、指定更新のために評価受審できる期間が分けられている。特例水準の追加のための評価受審と指定更新のための評価受審を同時に行う等の理由により、当該期間外の評価受審が必要な場合は、評価センター事務局への問い合わせを行うこと。（問い合わせフォーム：医療機関勤務環境評価センター - お問い合わせ）

- また、業務の変更の場合においても、指定更新の際に一括して評価受審を行う等の対応を行っても差し支えない。

（７）特例水準の指定根拠となる業務の変更又は新たな特例水準の追加をしようとする場合に都道府県が行うべきこと

①　申請書類の確認・補正指示及び保管・管理

- 特例水準の指定根拠となった業務の変更（法第 116 条各号、法施行規則第 85 条）又は新たな特例水準の追加は、指定に係る手続きと基本的に同様であり、必要書類も変更申請書（別紙 14 参照）の他は指定に係る書類と共通している。
- このため、（２）の指定業務関連の記載に基づき、申請書類の確認等を行うこと。
- なお、「業務の変更」及び「新たな特例水準の追加」のいずれにおいても、評価センターの受審が新たに必要であるが、時短計画の対象者数が少ない等の理由により、実質的には労働時間の短縮に向けた取組内容や労務管理体制がほぼ変わらないような事例も想定され、そのような場合には評価センターの評価対象も過去の受審時と内容に変更がないことが考えられる。
- このため、労働時間の短縮に向けた取組内容や労務管理体制について過去の評価センターの受審時と大きな変更がない場合に限り、事前にその旨を対象医療機関から評価センターに申し出た上で、
    ①　業務の変更及び新たな特例水準の追加に係る評価申請書
    ②　変更点に係る関連資料

  を評価センターに提出する形で受審申請を行うこと。

  ※その場合には受審手数料は徴収しない。
- 新たな特例水準の追加をしようとする場合の留意事項については、「（２）特例水準の指定申請の受付に関して都道府県が行うべきこと」から「（６）指定後に都道府県が行うべきこと（医療機関が行うことを踏まえた対応）」を参考にすること。

②　指定根拠となる業務の変更内容の確認

- 特定労務管理対象機関が各特例水準の指定根拠となった業務を変更しようとする場合（軽微な変更は除く（※））、変更に係る申請が必要とされている（法第 116 条第 1 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。
    ※　どのような業務変更が軽微な変更にあたるかについては、法施行規則第 85 条、第 92 条、第 99 条及び第 106 条に規定。
- 医療機関の再編等に伴う重要な業務変更である場合には、（３）の指定業務関連の記載に基づき、申請書類の確認等を行うこと。

③ 医療審議会等における審議及び変更の承認について

- 業務変更の承認を行う際には、特例水準の指定手続きと同様に、評価センターの受審と医療審議会等における議論も必要とされている（法第 116 条第 2 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。
- このため、（４）（５）①に記載した手続きに沿って、医療審議会等における議論を行った上で変更の承認を行い、通知を発出すること（別紙 14 参照）。

④ 業務変更の承認に係る公示について

- 業務変更の承認を行う際には、特例水準の指定手続きと同様に、都道府県知事は、インターネットの利用その他適切な方法により、業務変更の承認の公示も必要とされている（法第 116 条第 2 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。
- このため、（５）②③の記載に基づき、評価センターの評価結果の公表と併せて業務変更の承認の公示を行うこと（評価結果の公表イメージは指定時と同様に別紙 10 を参照のこと）。

（８）指定の取消に当たって都道府県が行うべきこと

① 取消の根拠となる事由の把握と根拠条文の確認

- 都道府県知事は、特定労務管理対象機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができるとされている（法第 117 条、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。

【指定の取消となる事由】

ア．指定の根拠となる業務（※）がなくなったと認められるとき

※ 法第 113 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 119 条第 1 項、第 120 条第 1 項

イ．法第 113 条第 3 項各号の指定要件（※）を欠くに至ったと認められるとき

※ 第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項による準用含む

ウ．指定に関し不正の行為があったとき

エ．特定労務管理対象機関の開設者が面接指導又は代償休息等に係る都道府県知事の命令（※）に違反したとき

※ 法第 111 条、第 126 条

- 指定の根拠となる業務がなくなったと認められるときの判断基準は、（７）②の考え方と同様とする。
- 特にイ.については、以下の指定要件を満たしているかどうかの確認について、（６）②に記載した関係機関からの情報提供が重要になることから、関係機関間の連携体制を事前に構築しておくことが有用と考えられる。

【医療法に基づく立入検査部門との連携が重要となる指定要件】

・ 面接指導、勤務間インターバル及び代償休息の確保を行うことができる体制が整備されていること（法第 108 条第 1 項、第 123 条第 1 項及び第 2 項）

【各都道府県労働局との連携が重要となる指定要件】

・ 労働基準法及び最低賃金法のうち一定の規定（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 14 条に掲げるもの）に違反したことにより、送致等が行われ、その旨の公表が行われたものであって、指定の申請時において、当該送致等の日から起算して 1 年を経過していないものがないこと（法第 113 条第 3 項第 3 号等、法施行規則第 82 条第 2 項）

- エ.については、（６）②に記載した勤改センター、各都道府県等の立入検査部門、その他関係機関からの情報提供等に基づき、勤務環境改善担当部門が行った対象機関への改善命令後、勤改センター等を通じた改善に向けた取組の支援等を行った上で、それでもなお改善命令に違反するような状況にある場合には、事実認定や行政手続法などの関係法令に基づく必要な対応を経て指定の取消に係る事務を行うこととなる。

② 医療審議会における審議について

- 指定の取消を行う際には、特例水準の指定手続きと同様に、医療審議会等における議論も必要とされている（法第 117 条第 2 項、第 118 条第 2 項、第 119 条第 2 項、第 120 条第 2 項）。
- このため、（４）（５）①に記載した手続きに沿って、医療審議会等における議論を行うこと。なお、指定の取消は地域医療提供体制への影響が考えられるため、医療審議会等における議論の際には、事前に、対象医療機関の指定取消後における医療提供体制の確保方針も整理の上で議論することが望ましい。

③ 指定の取消に係る通知の交付について

- 指定取消を行うに当たっては、あらかじめ行政手続法上の不利益処分（行政手続法第 2 条第 4 号）としての聴聞手続き及び医療法に基づき医療審議等会の審議を経る必要がある。また、指定の取消を行うこととする場合は、指定の取消に係る通知を送付すること（別紙 15 参照）。なお、指定の取消を行うに際しては、行政手続法に基づき処分理由を記載するとともに、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文を記載する必要があることに留意すること。
- なお、現に指定を受けている医療機関から指定の取消を希望する旨の申し出があった場合であっても、上記の各手続き等をいずれも行う必要があること（省略することはできないこと）に留意すること。

④ 取消に係る公示について

- 都道府県知事は、各特例水準の指定の取消を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により、指定の取消の公示を行うこと。

以上

参考資料

別紙１：医療機関　進捗状況管理リスト（例）

別紙２：様式例１～４　特例水準指定申請書

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部施行について（医政発 0401 第 31 号）

別紙３：評価結果報告書

別紙４：様式例５　特定労務管理対象機関指定通知書

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部施行について（医政発 0401 第 31 号）を準用

別紙５：様式例６　誓約書

令和４年６月開催「都道府県医療勤務環境改善担当課長会議」公表資料

別紙６：労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないことの確認に係る照会文書

別紙７：病院群の想定時間外・休日労働時間の記載

令和５年度開始の臨床研修プログラムにおける医師の働き方改革を踏まえた対応について（令和４年３月 31 日付事務連絡）

別紙８：医療機関申請書（C-２水準）

医師の働き方改革　C-2 審査・申請ナビ

別紙９：技能研修計画（C-２水準）

医師の働き方改革　C-2 審査・申請ナビ

別紙 10：都道府県が行う評価センターの評価結果の公表イメージ

別紙 11：医師労働時間短縮計画届出様式

別紙 12：医師労働時間短縮計画変更・変更なし届出

令和４年９月開催「都道府県医療勤務環境改善担当課長会議」公表資料

別紙 13：医療法第 123 条第４項にかかる許可申請（届出）

別紙 14：特定労務管理対象機関の指定の根拠となった業務の変更に係る申請書・承認書

令和４年９月開催「都道府県医療勤務環境改善担当課長会議」公表資料

別紙 15：特定労務管理対象機関の指定の取消に係る通知書

令和４年９月開催「都道府県医療勤務環境改善担当課長会議」公表資料

別紙１

医療機関　進捗状況管理リスト（例）

種別	医療機関名	希望する特例水準	医療圏	B水準										連携B水準	C−1水準	C−2水準	確認項目									
				医療計画上の位置づけ			在宅	都道府県知事が地域医療の確保に必要と認める医療機能						医師派遣の実施	臨床研修医専攻医	公益上特に必要な高度な技能の研修	労働時間把握				医師派遣状況	宿日直許可	評価センター受審状況	その他アドバイザーからの情報	指定日（指定期間）	指定取消日
				三次救急	二次救急			特定機能病院	地域医療支援病院	総合又は地域周産期母子医療センター	精神科救急（特に患者が集中するもの）	小児救急のみを提供する医療機関	その他の必要な医療機能				自院		兼業・副業先を含めたもの							
					救急車1000台以上	夜間・休日・時間外入院500件以上																				
				法第113条第1項第1号			法第113条第1項第2号	法第113条第1項第3号						法第118条	法第119条	法第120条	960超	1860超	960超	1860超						
A病院																										
B病院																										
C診療所																										

別紙２

様式例１（特定地域医療提供機関（Ｂ水準）指定（更新）申請）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

特定地域医療提供機関の［指定・更新］申請について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条（第 115 条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、別紙のとおり申請する。

※１　申請の際はタイトルの「指定」と「更新」のいずれかに○をつけること。

※２　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

※３　申請者は指定（更新）を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

（別紙）

１．開設者

住　　所 （法人であるときは主たる事務所の所在地）	
氏　　名 （法人であるときはその名称）	

２．指定（更新）を予定する医療機関

管理者の氏名	
名　　称	
所在の場所	

３．医療法第 113 条第１項の指定（更新）（第 115 条第４項において準用する場合を含む。）にかかる業務の内容（該当する条項を〇で囲むこと。）

第１号　救急医療

第２号　居宅等における医療

第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

４．添付書類

① 医師労働時間短縮計画（案）
② 医療法第 113 条第１項に規定する業務があることを証する書類
③ 医療法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

様式例２（連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）指定（更新）申請）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

連携型特定地域医療提供機関の［指定・更新］申請について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 118 条の規定により、別紙のとおり申請する。

※１　申請の際はタイトルの「指定」と「更新」のいずれかに○をつけること。
※２　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
※３　申請者は指定（更新）を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

（別紙）

１．開設者

住　　所 （法人であるときは主たる事務所の所在地）	
氏　　名 （法人であるときはその名称）	

２．指定（更新）を予定する医療機関

管理者の氏名	
名　　称	
所在の場所	

３．添付書類

① 医師労働時間短縮計画（案）
② 医療法第 118 条第１項の指定にかかる派遣の実施に関する書類
③ 医療法第 118 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 118 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

様式例３（技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）指定（更新）申請）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

技能向上集中研修機関の［指定・更新］申請について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 119 条の規定により、別紙のとおり申請する。

※１　申請の際はタイトルの「指定」と「更新」のいずれかに○をつけること。
※２　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
※３　申請者は指定（更新）を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

（別紙）

１．開設者

住　　所 （法人であるときは主たる事務所の所在地）	
氏　　名 （法人であるときはその名称）	

２．指定（更新）を予定する医療機関

管理者の氏名	
名　　称	
所在の場所	

３．医療法第 119 条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を〇で囲むこと。）

第１号　医師法第 16 条の２第１項の臨床研修に係る業務

第２号　医師法第 16 条の 11 第１項の研修にかかる業務

４．添付書類

① 医師労働時間短縮計画（案）
② 医療法第 119 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類
③ 医療法第 119 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 119 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

様式例４（特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）指定（更新）申請）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

特定高度技能研修機関の［指定・更新］申請について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 120 条の規定により、別紙のとおり申請する。

※１　申請の際はタイトルの「指定」と「更新」のいずれかに○をつけること。
※２　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
※３　申請者は指定（更新）を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

（別紙）

１．開設者

住　　所 （法人であるときは主たる事務所の所在地）	
氏　　名 （法人であるときはその名称）	

２．指定（更新）を予定する医療機関

管理者の氏名	
名　　称	
所在の場所	

３．添付書類

① 医師労働時間短縮計画（案）
② 医療法第 120 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類
③ 医療法第 120 条第１項の確認を受けたことを証する書類
④ 医療法第 120 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
⑤ 医療法第 120 条第２項において準用する同法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑥ 医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

別紙３

様式案

評価第２２－１号
2022 年　　月　　日

評価結果報告書

［医療機関名］

医療機関勤務環境評価センター
代表　　○○　○○

［全体評価］

［指摘事項・助言等］

別紙４

様式例５（特定労務管理対象機関指定（更新）通知書）

令和　年　月　日

〇〇　〇〇　殿

〇〇県知事　〇〇　〇〇

〇〇機関の指定（更新）について

〇年〇月〇日付け第〇号にて申請のあった件について、下記の医療機関を〇〇〇〇機関として指定することとしたので通知する。

なお、当該指定については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 115 条第１項（第 118 条第２項、第 119 条第２項、第 120 条第２項）の規定に基づき、その効力を３年間とする。

指定医療機関：〇〇〇〇

指定有効期間：令和〇年〇月〇日より３年間

別紙５

誓　約　書

当〇〇病院は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条第 3 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

医療機関名及び代表者名　　印

別紙６

年　　月　　日

都道府県労働局労働基準部監督課長　殿

●●県●●部●●課長

医療機関の事業場に関する送検・公表情報について（照会）

下記の医療機関の事業場に関し、医療法施行令第 14 条第１項で定める労働基準関係法令違反の疑いで、下記申請年月日から１年以内に送検し、公表した事実の有無等について、別紙により回答いただくようお願いします。

記

事 業 場 名	
代表者職氏名	
所　在　地	
電 話 番 号	
申請年月日	年　　月　　日

担当：●●県●●部●●課
電話番号　（　　）

年　　月　　日

●●県●●部●●課長　殿

都道府県労働局労働基準部監督課長

医療機関の事業場に関する送検・公表情報について（回答）

年　月　日に照会があった件について下記のとおり回答します。

記

事業場名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号	
申請日から１年以内の送検有無	有　・　無
以下、「有」の場合に記載	
労働基準関係法令違反の法条項	
送検年月日	年　　月　　日　　地方検察庁に対し送検し、公表した。

担当：●●労働局労働基準部監督課
電話番号　（　　）

都道府県労働局監督課一覧

部署名		郵便番号	所在地	電話番号
北海道	労働基準部監督課	〒060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2057
青森	労働基準部監督課	〒030-8558	青森市新町2－4－25 青森合同庁舎	017-734-4112
岩手	労働基準部監督課	〒020-8522	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎 5階	019-604-3006
宮城	労働基準部監督課	〒983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地仙台第4合同庁舎	022-299-8838
秋田	労働基準部監督課	〒010-0951	秋田市山王7丁目1番3号秋田合同庁舎	018-862-6682
山形	労働基準部監督課	〒990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-624-8222
福島	労働基準部監督課	〒960-8021	福島市霞町1-46福島合同庁舎	024-536-4602
茨城	労働基準部監督課	〒310-8511	水戸市宮町1丁目8－31茨城労働総合庁舎	029-224-6214
栃木	労働基準部監督課	〒320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9115
群馬	労働基準部監督課	〒371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4735
埼玉	労働基準部監督課	〒330-6016	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15F	048-600-6204
千葉	労働基準部監督課	〒260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2304
東京	労働基準部監督課	〒102-8305	千代田区九段南1－2－1九段第三合同庁舎13階	03-3512-1612
神奈川	労働基準部監督課	〒231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7351
新潟	労働基準部監督課	〒950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1	025-288-3503
富山	労働基準部監督課	〒930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2730
石川	労働基準部監督課	〒920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	076-265-4423
福井	労働基準部監督課	〒910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2652
山梨	労働基準部監督課	〒400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2853
長野	労働基準部監督課	〒380-8572	長野市中御所1丁目22－1	026-223-0553
岐阜	労働基準部監督課	〒500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階・4階	058-245-8102
静岡	労働基準部監督課	〒420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階、5階	054-254-6352
愛知	労働基準部監督課	〒460-8507	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-972-0253
三重	労働基準部監督課	〒514-8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎	059-226-2106
滋賀	労働基準部監督課	〒520-0806	滋賀県大津市打出浜14番15号	077-522-6649
京都	労働基準部監督課	〒604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3214
大阪	労働基準部監督課	〒540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9F(基準)	06-6949-6490
兵庫	労働基準部監督課	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16F(基準)	078-367-9151
奈良	労働基準部監督課	〒630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0204
和歌山	労働基準部監督課	〒640-8581	和歌山市黒田二丁目3番3号和歌山労働総合庁舎	073-488-1150
鳥取	労働基準部監督課	〒680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1703
島根	労働基準部監督課	〒690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-31-1156
岡山	労働基準部監督課	〒700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2015
広島	労働基準部監督課	〒730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-221-9242
山口	労働基準部監督課	〒753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0370
徳島	労働基準部監督課	〒770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9163
香川	労働基準部監督課	〒760-0019	高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8918
愛媛	労働基準部監督課	〒790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5F	089-935-5203
高知	労働基準部監督課	〒780-8548	高知市南金田1番39	088-885-6022
福岡	労働基準部監督課	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4F	092-411-4862
佐賀	労働基準部監督課	〒840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7169
長崎	労働基準部監督課	〒850-0033	長崎市万才町7－1 住友生命長崎ビル3,4,6階	095-801-0030
熊本	労働基準部監督課	〒860-8514	熊本市西区春日2－10－1熊本地方合同庁舎A棟9階	096-355-3181
大分	労働基準部監督課	〒870-0037	大分市東春日町17番20号大分第2ソフィアプラザビル6F(基準)	097-536-3212
宮崎	労働基準部監督課	〒880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8834
鹿児島	労働基準部監督課	〒892-8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-223-8277
沖縄	労働基準部監督課	〒900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階	098-868-4303

病院群の想定時間外・休日労働時間の記載

別紙７

基幹型病院の名称（所在都道府県）：　　（　　）

プログラムの名称：

病院名	病院施設番号	種別	所在都道府県	時間外・休日労働 （年単位換算） 最大想定時間数	おおよその当直・日直回数 ※宿日直許可が取れている場合はその旨を記載		参考 時間外・休日労働 （年単位換算） 前年度実績
		基幹					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					
		基幹・協力					

※　該当する項目について、基幹型臨床研修病院を筆頭にして、協力型病院については施設番号順に詰めて記入すること。

※　病院群を構成するすべての基幹型病院、地域密着型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設の病院施設番号、病院種別（基幹・協力）、所在都道府県、
時間外・休日労働（年単位換算）の最大想定時間数、おおよその当直・日直回数（宿日直許可が取れている場合はその旨）、及び前年度の時間外休日労働の年単位換算実績を記入すること。

※　想定時間数は、プログラムに従事する臨床研修医が実際に従事することが見込まれる時間数について、前年度実績も踏まえ、実態と乖離することのないよう、適切に記入すること。

別紙８

C－２水準対象医療機関申請書（初回申請）

申請日		申請番号	

（ア） C－２水準対象の指定を受けようとする医療機関に関する情報

医療機関の開設者の住所	
医療機関の開設者氏名	
医療機関の管理者氏名	
医療機関名	
医療機関の住所	

（イ） 新たにC－２水準対象の指定を受けようとする分野

対象分野（基本 19 領域）	

（ウ） C－２水準対象医療機関の指定要件

対象分野における医師の育成が可能と考える具体的な理由を記載してください

（１）学会等の施設認定	
（２）指導体制	
（３）設備	
（４）その他の教育研修環境	□ 学術活動に適した研究倫理審査委員会を整備している □ 学術活動に適した医学図書館を整備している □ PubMed 等の医学情報に関する検索システムを自由に利用できる環境を提供している

（エ） 以下の表に、本書類で申請する対象分野と同時に申請するC－２水準の技能名を記載してください
（技能研修計画と同時申請である場合のみ）

No	C－２水準の技能名
1	
2	
3	

事務連絡等に係る担当者

担当部局	
電話番号	
e-mail	
氏名（フリガナ）	

注 記載内容を証明する下記の資料を添付すること。
（１）指定を受けようとする分野に対する学会等から発行された施設認定証等の資料
（２）指導体制を証明する資料 ※（１）で記載した学会等の施設認定証で証明することができれば省略可
（３）設備を証明する資料 ※（１）で記載した学会等の施設認定証で証明することができれば省略可
（４）教育研修環境を証明する資料（年報や施設案内等）

別紙９

技能研修計画の申請書

申請日	年　月　日	申請番号	

（ア）申請者に関する情報

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年　月　日

申請者の連絡先

電話番号		医籍番号	
e-mail		医籍登録年度	年度

技能の修得・維持を予定している医療機関

都道府県		医療機関名	
所属診療科（自由記載）			

保有専門医資格　（複数選択可）

基本 19 領域		
☐ 01. 内科専門医 (認定内科医) (総合内科専門医)	☐ 08. 眼科専門医	☐ 15. 臨床検査専門医
☐ 02. 小児科専門医	☐ 09. 耳鼻咽喉科専門医	☐ 16. 救急科専門医
☐ 03. 皮膚科専門医	☐ 10. 泌尿器科専門医	☐ 17. 形成外科領域専門医
☐ 04. 精神科専門医	☐ 11. 脳神経外科専門医	☐ 18. リハビリテーション科専門医
☐ 05. 外科専門医	☐ 12. 放射線科専門医	☐ 19. 総合診療専門医
☐ 06. 整形外科専門医	☐ 13. 麻酔科専門医	
☐ 07. 産婦人科専門医	☐ 14. 病理専門医	

その他専門医		
☐ 消化器病専門医	☐ アレルギー専門医	☐ 呼吸器外科専門医
☐ 循環器専門医	☐ 感染症専門医	☐ 心臓血管外科専門医
☐ 呼吸器専門医	☐ 老年病専門医	☐ 小児外科専門医
☐ 血液専門医	☐ 神経内科専門医	☐ 乳腺専門医
☐ 内分泌代謝科専門医	☐ リウマチ専門医	☐ 内分泌外科専門医
☐ 糖尿病専門医	☐ 消化器内視鏡専門医	☐ 放射線診断専門医
☐ 腎臓専門医	☐ がん薬物療法専門医	☐ 放射線治療専門医
☐ 肝臓専門医	☐ 消化器外科専門医	

☐ その他 ①	
☐ その他 ②	
☐ その他 ③	

いずれの専門医資格も保有していない場合、特記すべき事情があれば、下記に記載をしてください。

（イ）技能研修計画

（1） 研修計画期間 （一度に申請できるのは最長3年）

開始	年　月　日
終了	年　月　日

（2） 技能の内容

領域（基本19領域）	
技能名	
C－2水準の対象技能となり得る技能の考え方	○医療技術の進歩により新たに登場した、保険未収載の治療・手術技術
	○良質かつ安全な医療を提供し続けるために、個々の医師が独立して実施可能なレベルまで修得・維持しておく必要があるが、基本領域の専門医取得段階ではそのレベルまで到達することが困難な技術
技能の修得にやむを得ず長時間労働が必要となる根拠（複数選択可）	□診療の時間帯を選択できない現場でなければ修得できない
	□同一の患者を同一の医師が継続して対応しなければ修得できない
	□その技能に関する手術・処置等が長時間に及ぶ

（3） 当該技能の修得に関する技能の研修予定症例数

申請するC－2水準の技能の修得のために必要とされる個別の技能／技術等	技能修得のために主体的に診療に携わる研修予定症例数（計画年度別）			所属医療機関の年間見込み症例数
	1年目	2年目	3年目	
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件
	件	件	件	件

（4） その他、技能修得のために必要な業務

（ウ）申請した技能分野の当該医療機関におけるC－2水準の指定について

○ 指定済　　○ 指定申請中　　○ 同時申請

（エ）意思確認

□当該技能研修計画は、自らの発意に基づき作成しており、作成した技能研修計画書の業務内容は申請技能の向上のために、やむを得ず960時間以上の時間外・休日労働を必要とする。

□医療機関内の承認手続きを完了

別紙 10

都道府県が行う評価結果の公表イメージ

都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

〇特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定及び評価結果

	各都道府県が指定の種類や指定事由等を記載 ※A水準の医療機関が評価受審をした場合はこの欄の記載は不要		各都道府県が医療機関勤務環境評価センターから受け取った評価結果の要旨を記載	各都道府県が、支援方針を記載
	指定日	指定した特定労務管理対象機関の種別	医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
		指定の種類 / 指定事由	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
X病院（所在地）	令和〇年〇月〇日	特定地域医療提供機関（B水準） / 救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮も進んでいる。 ※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載	
	令和〇年〇月〇日	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準） / 医師派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため、医療勤務環境改善支援センターを通じて〇〇について支援を行うこととする。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
Y病院（所在地）	令和〇年〇月〇日	特定地域医療提供機関（B水準） / 居宅等における医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	都道府県においては、労務管理体制の整備のため医療勤務環境改善支援センターを通じて〇〇について支援を行うこととする。
	令和〇年〇月〇日	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準） / 医師派遣	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 ※労働時間短縮に向けて医療機関が行う取組を記載。
Z病院（所在地）	令和〇年〇月〇日	特定地域医療提供機関（B水準） / 救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われていることを確認したが、見直しの必要がある。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。※労働時間短縮のための取組について記載。	医療勤務環境改善支援センターによる支援の結果、労働時間の短縮に向けた取組の見直しが行われた。勤務環境改善支援センターを通して引き続き支援を行っていく。

都道府県が行う評価結果の公表イメージ

都道府県が行う評価結果の公表イメージ（記載内容は一例）

〇技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の指定及び評価結果

各都道府県が指定の種類や指定事由を記載 ※A水準の医療機関が評価受審をした場合はこの欄の記載は不要	各都道府県が医療機関勤務環境評価センターから受け取った評価結果の要旨を記載	各都道府県が、必要に応じて支援方針を記載

	指定日	指定した特定労務管理対象機関の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による記載（任意記載）
		指定の種類	研修内容	評価結果の概要	都道府県による支援の方針
P病院（所在地）	令和〇年〇月〇日	技能向上集中研修機関（C－１水準）	臨床研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	都道府県においては、労働時間のより一層の短縮のため、医療勤務環境改善支援センターを通じて〇〇について支援を行うこととする。 ※労働時間短縮に向けて必要な支援等について記載
			専門研修プログラム	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 ※労働時間短縮に向けて医療機関が行う取組を記載。
	令和〇年〇月〇日	特定高度技能研修機関（C－２水準）	〇〇分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が十分になされている。労働時間短縮も進んでいる。 ※労働時間短縮に寄与したと考えられる取組等について記載	
Q病院（所在地）	令和〇年〇月〇日	特定高度技能研修機関（C－２水準）	〇〇分野	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として〇〇が行われている。労働時間短縮に向けた今後の取組について、都道府県による必要な支援を講じられたい。 ※労働時間短縮のための取組について記載。	医療機関により〇〇の取組が行われることを確認しており、都道府県としても必要な支援を行う。 ※労働時間短縮に向けて医療機関が行う取組を記載。

別紙 11

様式例　（正式な時短計画を定めた際の届出）

令和　年　月　日

都道府県知事　〇〇　〇〇　殿

〇〇病院　〇〇　〇〇

医師労働時間短縮計画の提出について

〇〇機関の指定に係る医師労働時間短縮計画について、医療法第 114 条（第 115 条第４項において準用する場合を含む。）（特定地域医療提供機関の場合）に基づき別紙のとおり定めたので提出する。

（注）医療法第 114 条（第 115 条第４項において準用する場合を含む。）（特定地域医療提供機関の場合）に基づき定めた正式な医師労働時間短縮計画を添付。

別紙 12

様式例　（時短計画変更あり届出）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

○○病院　○○　○○

医師労働時間短縮計画の変更について

○○機関の指定に係る医師労働時間短縮計画について、別紙のとおり変更したので、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 122 条第２項の規定に基づき提出する。

【変更事項】

○○項目：△△の取組における「本年度」及び「計画期間中」の取組目標

【変更理由】

△△の取組を開始したところ、□□が生じたことから、××へ変更する必要があったため。

（注）変更後の医師労働時間短縮計画を添付。

様式例　（時短計画変更なし届出）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

○○病院　○○　○○

医師労働時間短縮計画の変更について

○○機関の指定に係る医師労働時間短縮計画については、見直しのための検討を行った結果、変更する必要がないと認めたので、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 122 条第３項の規定に基づき、その旨提出する。

別紙 13

様式例　（非常災害等事由による申請・届出）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

○○病院　○○　○○

医療法第 123 条第４項に係る許可申請（届出）※について

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 123 条４項の規定に基づき、同条第１項本文及び第２項後段の規定による休息時間の確保を行わないこととする（した）ため、下記のとおり、【　許可申請　・　事後届出　】※いたします。

１．許可を申請・届出する医療機関

管理者の氏名	
名　称	
所在の場所	

２．休息及び代償休息の確保を行わない（行わなかった）理由

○○により△△に対応する必要があり、休息時間の確保を行うことが困難であるため。

３．休息及び代償休息の確保を行わない（行わなかった）期間

○年○月○日　～　○年○月○日

（注）「許可申請」、「事後届出」のいずれかに○を付ける又は取消線を引くなどして、事前の許可申請と事後届出のどちらを提出しているかを明らかにすること。

様式例　（非常災害等事由による許可）

令和　年　月　日

〇〇病院　〇〇　〇〇　殿

〇〇知事　〇〇　〇〇

医療法第 123 条第４項にかかる許可について

　〇年〇月〇日付け第〇号にて許可申請のあった件について、申請のとおり許可することとしたので通知する。

別紙 14

様式例　（業務変更申請）

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

○○機関の指定に係る業務の変更について

○年○月○日付け第○号にて○○機関として受けた指定に係る業務について、別紙のとおり変更することとしたので、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）【第 116 条第１項／第 118 条第２項の規定により準用する同法第 116 条第１項／第 119 条第２項の規定により準用する同法第 116 条第１項／第 120 条第２項の規定により準用する同法第 116 条第１項】の規定に基づき申請する。

※本文中の条文については、以下を参照し、直接条文を記載する。
・特定地域医療提供機関（Ｂ水準）の指定に係る業務の変更の場合
→医療法第 116 条第１項
・連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）の指定に係る業務の変更の場合
→医療法第 118 条第２項の規定により準用する同法第 116 条第１項
・技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）の指定に係る業務の変更の場合
→医療法第 119 条第２項の規定により準用する同法第 116 法第１項
・特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）の指定に係る業務の変更の場合
→医療法第 120 条第２項の規定により準用する同法第 116 条第１項

※１　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」に　は「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
※２　申請者は指定を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

（別紙）

＜共通項目＞

１．開設者

住所（法人であるときは主たる事務所の所在地）	
氏名（法人であるときはその名称）	

２．指定に係る業務の変更を予定する医療機関

管理者の氏名	
名　称	
所在の場所	

＜特定地域医療提供機関の場合＞

３．医療法第 113 条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

第１号　救急医療
第２号　居宅等における医療
第３号　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

４．添付書類

① 医師労働時間短縮計画の変更の案
② 医療法第 113 条第１項に規定する業務があることを証する書類
③ 医療法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された同法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

＜連携型特定地域医療提供機関の場合＞

３．添付書類

① 医師労働時間短縮計画の変更の案
② 医療法第 118 条第１項の指定に係る派遣の実施に関する書類
③ 医療法第 118 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 118 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

＜技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）の場合＞

３．医療法第 119 条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を〇で囲む。）

第１号　医師法第 16 条の２第１項の臨床研修に係る業務
第２号　医師法第 16 条の 11 第１項の医療に関する最新の知見及び技能に関する研修に係る業務

４．添付書類

① 医師労働時間短縮計画の変更の案
② 医療法第 119 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類
③ 医療法第 119 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 119 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

＜特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）の場合＞

３．添付書類

① 医師労働時間短縮計画の変更の案
② 医療法第 120 条第１項の指定に係る業務があることを証する書類
③ 医療法第 120 条第１項の確認を受けたことを証する書類
④ 医療法第 120 条第２項において準用する法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
⑤ 医療法第 120 条第２項において準用する法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑥ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

＜共通項目＞

５．変更しようとする事項及び変更理由

変更前	変更後	変更理由

様式例　（業務変更承認通知書）

令和　年　月　日

○○　○○　殿

○○知事　○○　○○

○○機関の指定に係る業務の変更承認について

○年○月○日付け第○号にて変更申請のあった件について、当該変更を承認することとしたので通知する。

様式例（業務変更申請）　*※特定地域医療提供機関の例*

令和　年　月　日

都道府県知事　○○　○○　殿

開設者（※）
住　所
氏　名

特定地域医療提供機関の指定に係る業務の変更について

○年○月○日付け第○号にて○○機関として受けた指定に係る業務について、別紙のとおり変更することとしたので、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）【第 116 条第１項】の規定に基づき申請する。

＜添付書類＞

① 医師労働時間短縮計画の変更の案
② 医療法第 113 条第１項に規定する業務があることを証する書類
③ 医療法第 113 条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類
④ 医療法第 113 条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類
⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第１項第１号の評価の結果を示す書類

＜変更しようとする事項及び変更理由＞

※１　申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」に　は「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

変更前	変更後	変更理由
救急医療を行う○○○科、△△△科に所属する医師に特例水準を適用する。	従前の診療科に加え、●●●科に所属する医師に特例水準を適用する。	医療法第 113 条第１項の指定に係る業務の内容に変更が生じ、同項第１号に加え第２号の業務を実施することとなったため。

※２　申請者は指定を受けようとする医療機関の開設者であるが、開設者より当該権限を委任されている者がいる場合（病院長等）は、申請者を当該者とすることとしても差し支えない。

別紙 15

様式例（指定取消通知書）

令和　年　月　日

○○　○○　殿

○○知事　○○　○○

○○機関の指定取消について

○年○月○日付け第○号にて貴院を○○機関として指定した件について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）【第 117 条第１項／第 118 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項／第 119 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項／第 120 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項】の規定に基づき、当該指定を取り消すこととしたので通知する。

指定取消事由：医療法【第 117 条第１項／第 118 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項／第 119 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項／第 120 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項】第○号に規定する○○に該当するため。

※本文中の条文については、以下を参照し条文を記載する。

- *特定地域医療提供機関（Ｂ水準）に係る指定取消事由*
  →医療法第 117 条第１項
- *連携型特定地域医療提供機関（連携Ｂ水準）に係る指定取消事由*
  →医療法第 118 条第２項の規定による準用する同法第 117 条第１項
- *技能向上集中研修機関（Ｃ－１水準）に係る指定取消事由*
  →医療法第 119 条第２項に規定により準用する同法第 117 条第１項
- *特定高度技能研修機関（Ｃ－２水準）に係る指定取消事由*
  →医療法第 120 条第２項の規定により準用する同法第 117 条第１項

様式例（指定取消通知書）　*※特定地域医療提供機関の例*

令和　年　月　日

○○　○○　殿

○○知事　○○　○○

特定地域医療提供機関の指定取消について

○年○月○日付け第○号にて貴院を特定地域医療提供機関として指定した件について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 117 条第 1 項の規定に基づき、当該指定を取り消すこととしたので通知する。

指定取消事由：医療法第 117 条第 1 項第○号に規定する○○に該当するため。